

《各種届出申請に必要な添付書類・記載上の注意点》

【各種届出共通事項】

消防機関へ届出する書類は、2部作成して提出してください。（正本・副本）

副本を作成する際、コピーでも結構ですが印鑑はコピー不可となっていますので、2部作成してから書類に捺印してください。

各種届出に添付する書類は、正本・副本の両方に添付してください。

【防火管理者選任（解任）届出書】

防火管理者となる対象物が複合用途（様々なテナントが入っていて、管理権原が分かれている建物）の場合は、所在地はビルの所在地、名称はビルの名称を記入して、下の区分の「消防法施行令第3条第2項を適用するもの」の欄内にテナント名称、用途、テナントの収容人員を記入してください。

松戸市以外の消防機関等で防火管理者の資格を取得した方を防火管理者として選任する場合は、届出書に防火管理講習の修了証の写しを添付してください。

その他、実務経験等により防火管理者として選任される場合は、証明となる書類を添付してください。

【消防計画作成（変更）届出書】

防火管理者となる対象物が複合用途（様々なテナントが入っていて、管理権原が分かれている建物）の場合は、所在地はビルの所在地、名称はビルの名称、テナント名称を記入して、下の防火対象物の用途その他必要事項の欄内には、新規作成の場合はテナント名称、変更の場合は、変更となった事項を記入してください。

（例）防火管理者の変更、自衛消防組織の変更

火元責任者の担当区域は、テナントの場合は占有する階の火元責任者を決めて、占有階数、テナント名称、役職・氏名を記入してください。

防火対象物の定期点検は、建築物、消防用設備等該当する区分の点検実施者を決めて、役職・氏名を記入してください。

対象物に設置されている消防用設備等の設備名、点検を依頼している設備業者の名称を記入してください。

定期点検の実施時期は、先に決めた定期点検実施者が、実施区分による定期点検を実施する月日を記入してください。

消防用設備等の定期点検実施時期は、半年毎に機器点検・総合点検を実施している時期を依頼している設備業者に問い合わせ記入してください。

訓練の実施時期を決めて、予定年月日を記入してください。なお、特定防火対象物では、年2回以上訓練を実施することとなっています。

自動火災報知設備が作動した場合、警備会社等へ通報される場合には、通報先の警備会社の名称及び緊急時の連絡先等を記入してください。

自衛消防隊の組織図の作成は、班長・防火管理者・通報連絡班・避難誘導班・初期消火班に分けられますので、それぞれ役割を決めて作成してください。

避難経路図は、テナントの場合、該当する階の平面図を作成し、そこに設置されている消防用設備等を書き込み、避難口から非常階段及び避難器具までの経路をわかりやすく記入してください。（色付きのペン等）

【共同防火管理協議事項（変更）届出書】

管理権原が分かれているため、通路及び階段等の共有部分をどこが管理するのかを文面で明らかにするとともに、各フロアの平面図を色分けする等して、それぞれの管理及び占有する場所の責任を明らかにする必要があります。

対象物の共同防火管理協議事項を作成し、対象物内のテナント責任者が内容を確認し、構成員一覧表に署名、捺印をすることにより協議事項に同意したとします。

作成した共同防火管理協議事項に、構成員一覧表及び必要であれば、それぞれのテナントが管理及び占有する場所を表した図面等を添付し、届出書を提出してください。

【禁止行為の解除承認申請書】

禁止行為の解除申請をする場合、申請場所及び申請内容を表した平面図を添付してください。

スモークマシンや厨房機器等の使用で申請をする場合は、当該機器の一覧表、説明書、燃料の使用量（スモークマシンの場合は使用するオイルの種類）を表した書類を添付してください。

劇場等で禁止行為の解除申請をする場合、申請者は劇場等を使用する責任者を記入してください。防火対象物欄の住所及び氏名は、使用する建物の住所及び責任者を記入してください。

演劇等のプログラム中に禁止行為を行う場合は、何時どのくらいの時間に禁止行為を行うかを示すため、タイムテーブルが記載された進行表等を添付してください。

店舗等で劇場等で禁止行為の解除申請をする場合、申請者及び関係者は、店舗責任者を記入してください。行為者が複数存在する場合は、行為者欄に「別紙」と記入し、別紙に一覧表を作成し、行為者の住所、職業、氏名、年齢及び性別を記載してください。

危険物の販売を行うために申請する場合（ガスボンベ、ベンジン、オイル、花火等）は、商品ごとに内容量及び販売数量を記載した書類を添付してください。なお、ガスは10キログラム以下、火薬は5キログラム以下、危険物は合算して指定数量の5分の1以下となるようにしてください。

【防火対象物使用開始届出書】

防火対象物使用開始届出書を、使用開始検査を受けようとする7日前までに作成し提出してください。なお、本届出書は松戸市消防局予防課保安係まで提出してください。

使用開始検査は、防火対象物使用開始届出書を提出しないと、受けることができません。

予防課保安係では、検査日は毎週月・水・金曜日、打ち合わせは火・木曜日となっています。

【変電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書】

届出書の設置場所欄の「床面積」は、屋内に設ける場合は設置する部屋の床面積を、屋外に設置する場合は、キュービクル等のコンクリート基礎部分の面積を記入してください。

添付する書類は、仕様書及び試験結果報告書の他に、設置場所の平面図を添付してください。

添付する平面図に、設置する電気設備及び消火設備の位置を記載してください。